

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 0 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

（亀山市職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 亀山市職員の分限に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第
2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する
第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲
内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権
者が定める任期の範囲内」とする。

（亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 1 7
年亀山市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項
第 1 号に掲げる職員については報酬（亀山市会計年度任用職員の
報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例
第 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定による報酬に限
る。）の額）」を加える。

（亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 3 条 亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年亀山市
条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 4 4 条第 1 項」の次に「及び亀山市会計年
度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元

年 亀山市条例第 号) 第 4 条第 1 項」を加え、同条第 2 項中「ある職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 21 条第 2 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。
(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年亀山市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改め、「委員会の」の次に「非常勤の」を、「職員(」の次に「短時間勤務職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

別表家庭相談員の項を削る。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第 5 条 亀山市職員給与条例(平成 17 年亀山市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員(」の次に「法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、」を加える。

第 11 条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時職員」に改め、同条中「臨時又は常時勤務を要しない職員(短時間勤務職員を除く。)」を「臨時職員」に改める。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 6 条 亀山市職員退職手当支給条例(平成 17 年亀山市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職

員については、この限りでない。

（亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

（亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。